

図書館利用規則

第1章 総 則

[利用者]

第1条 本学教職員、本科生及び専攻科生（以下学生という）、並びに図書・紀要委員長（以下委員長という）が許可した者は、図書館を利用することができます。

[利用の種類]

2. 図書館の利用は次の4種とする。

- (1) 館内閲覧 (2) 館外貸出 (3) 研究室貸出 (4) 専攻科室貸出

[開館・閉館]

第2条 図書館は次の通り開館する。

- (1) 平日 午前9時から午後6時30分まで (2) 土曜日 午前9時30分から午後4時まで

ただし、開閉の時刻は場合により伸縮することがある。

[休館]

第3条 休館日は、学則第30条に規定する休業日とする。

[臨時休館]

2. 前項に規定する以外の臨時休館日は、委員長が定め、その都度これを掲示する。

第2章 館内閲覧

[入館]

第4条 入館者は、所定の手続きを経て入館するものとする。ただし、携帯品は筆記用具その他所要の身のまわり品に限る。

[館内の守則]

第5条 閲覧者は、次の条項を厳守しなければならない。

- (1) 図書館資料（以下資料という）は閲覧室において閲覧し、開館時間内に返却すること。
(2) 資料は手続きを経ず、館外に帶出しないこと。
(3) 閲覧室は喫煙・飲食・音読・談話等閲覧者の迷惑となる行為をしないこと。

第3章 館外貸出

[貸出期間・冊数]

第6条 本学教職員、学生及び委員長が許可した者は、資料の館外貸出を受けることができる。その期間及び冊数は、次の通りとする。

- (1) 教職員 2ヶ月20冊以内
(2) 学生 2週間10冊以内
(3) 委員長が許可した者 別に指定

ただし、本学の長期休暇期間には、館外貸出・冊数を変更することがある。

[貸出手続]

第7条 資料の貸出を受けるには、所定の手続きを経なければならない。

[貸出禁止図書]

第8条 次の資料は館外貸出をしない。

- (1) 参考図書 (2) 貴重図書・寄託図書 (3) その他特に指定するもの

第4章 罰 則

[弁償]

第9条 資料に対し、紛失・汚損・毀損を加えた者に対しては、委員長はこれを弁償させることができる。

[利用停止]

第10条 期間内に資料を返付しない者には督促をする。督促を受けても資料を返付しない者には、図書館の利用を停止することができる。

[退館・利用停止]

第11条 その他本規則に従わず館内秩序を乱した者については、直ちに退館を命じ、あるいは図書館の利用を停止することができる。

附 則

1. 本規則は昭和57年7月5日から施行する。

(中略)

5. 平成19年1月18日一部改正。